

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
大町市準備委員会第 2 回総会次第

日時:令和 7 年9月12日(金)午後 2 時～
場所:サン・アルプス大町

1 開会

2 開会挨拶

3 来賓挨拶

4 報告事項

(1)第 1 号報告 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
の開催及び会期決定について

(2)第 2 号報告 大町市準備委員会委員名簿の変更について

5 議事

(1)第 1 号議案 大町市準備委員会常任委員・監事の選出について(案)

(2)第 2 号議案 令和 6 年度事業報告(案)について

(3)第 3 号議案 大町市準備委員会から大町市実行委員会への移行について(案)

参考資料:第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
大町市準備委員会事務局規程

— 大町市実行委員会 —

信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会第1回総会次第

1 議事

(1)第 1 号議案 令和7年度事業計画(案)について

(2)第 2 号議案 令和7年度予算(案)について

(3)その他

2 その他

3 閉会

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
大町市準備委員会 第2回総会



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時：令和7年9月12日（金）午後2時

場所：サン・アルプス大町

【報告第1号】

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の 開催及び会期の決定について

令和 7 年 7 月 16 日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会(愛称:信州やまなみ国スポ・全障スポ)の開催地が長野県に正式決定され、本大会の大会会期が決定されたので、次のとおり報告する。

1 第 82 回国民スポーツ大会

- (1) 令和10年(2028)の第 82 回国民スポーツ大会は、「長野県」で開催する。
- (2) 会期は、令和10年10月1日(日)から10月11日(水)までの11日間とする。

2 第 27 回全国障害者スポーツ大会

令和10年(2028)の第 27 回全国障害者スポーツ大会は、「長野県」で開催する。

*会期については、今後、スポーツ庁及び公益財団法人日本パラスポーツ協会が審議及び決定を行う予定

【参考】

○国民スポーツ大会開催基準要項(抜粋)

(大会開催地の決定)

15-(2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

(大会会期の決定)

7-(2)-3) 大会の会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱(抜粋)

(大会開催地の決定)

16 大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。

(大会会期の決定)

6-(3) 大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

【報告第2号】

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
大町市準備委員会委員等名簿の変更について

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会会則第8条第3項の規定により、第1回総会(令和6年10月1日)から第2回総会(令和7年9月12日)までの間における委員等の変更について、次のとおり報告する。

【副会長】

区分	所属機関・団体	役職名	新任者	前任者
市議会関係	大町市議会	議長	傳刀 健	二條孝夫
医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	会長	諏訪光昭	中村勝彦

【委員】

区分	所属機関・団体	役職名	新任者	前任者
市関係	大町市総務部	部長	田中久登	
市関係	大町市民生部	部長	久保田 肇	
市関係	大町市地域振興部	部長	降旗貴紀	
市関係	大町市建設水道部	部長	平林政規	
市関係	大町市監査委員	代表監査委員	鎌倉幸夫	
国・県関係	長野県北アルプス地域振興局	局長	柳原 健	斎藤政一郎
教育・学校関係	市内校長会	会長	永田 治	井口博司
教育・学校関係	大町岳陽高校	校長	市川 格	藤澤由夏
スポーツ関係	(一財)長野県バレーボール協会	会長	船木正也	
スポーツ関係	(一社)長野県サッカー協会	会長	マキナリー浩子	
スポーツ関係	長野県山岳協会	会長	杉田浩康	
スポーツ関係	大町市バレーボール協会	会長	横川研一	一岡純示
スポーツ関係	大町市サッカー協会	会長	梨子田敬三	平林求仁男

区分	所属機関・団体	役職名	新任者	前任者
輸送・交通・通信関係	(公社)長野県バス協会	副会長 理事	小林史成	
輸送・交通・通信関係	(一社)長野県タクシー協会	副会長	小松 裕	
産業・経済・観光関係	大町市金融団	八十二銀行支店長	谷内俊雄	荒井 毅

【参与】

区分	所属機関・団体	役職名	新任者	前任者
市議会関係	大町市議会議員		二條孝夫	傳刀 健
市議会関係	大町市議会議員		太田昭司	
市関係	大町市教育委員		奥原圭永	中山晴隆
報道関係	(株)大糸タイムス	取締役社長	山田一彦	
報道関係	大町市有線放送 電話農業協同組合	事務長	眞鍋充喜	

(敬称略)

【第1号議案】

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
大町市準備委員会常任委員・監事の選出について(案)

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会会則第6条第 2項の規定により、下記の者を常任委員及び監事に選出する。

設立総会時(R6.10)

新選出(案)(R7.9)

【会長】

選出区分	団体名等	役職
スポーツ関係	大町市スポーツ協会	会長

⇒

【会長】

選出区分	団体名等	役職
スポーツ関係	大町市スポーツ協会	会長

【副会長6名】

選出区分	団体名等	役職
市関係	大町市	市長
市関係	大町市教育委員会	教育長
市議会関係	大町市議会	議長
社会・市民団体関係	大町市連合自治会	会長
産業・経済・観光関係	大町商工会議所	会頭
医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	会長

⇒

【副会長6名】※総会の同意、委員のうちから会長が委嘱

選出区分	団体名等	役職
市関係	大町市	市長
市関係	大町市教育委員会	教育長
市議会関係	大町市議会	議長
社会・市民団体関係	大町市連合自治会	会長
産業・経済・観光関係	大町商工会議所	会頭
医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	会長

【常任委員21名】

選出区分	団体名等	役職
市関係	大町市総務部	
市関係	大町市民生部	
市関係	大町市地域振興部	
市関係	大町市教育委員会	
国・県関係	北アルプス地域振興局	
国・県関係	大町保健福祉事務所	
教育・学校関係	市内校長会	
スポーツ関係	市スポーツ協会	
スポーツ関係	大町市バレーボール協会	
スポーツ関係	大町市サッカー協会	
スポーツ関係	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
スポーツ関係	大町市スポーツ推進委員	
医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	
社会・市民団体関係	大町市連合自治会	
輸送・交通・通信関係	東日本旅客鉄道(株)信濃大町駅	
輸送・交通・通信関係	(株)関電アメニックス 北アルプス交通事業部	
輸送・交通・通信関係	アルピコタクシー(株)大町支社	
輸送・交通・通信関係	NTTME長野エリア統括部	
産業・経済・観光関係	大町市観光協会	
産業・経済・観光関係	大町市商店街連合会	
産業・経済・観光関係	大町商工会議所	
産業・経済・観光関係	大町市建設業組合	

⇒

【常任委員23名】※総会の同意、委員のうちから会長が委嘱

選出区分	団体名等	役職	氏名
市関係	大町市総務部	部長	田中 久登
市関係	大町市民生部	部長	久保田 肇
市関係	大町市地域振興部	部長	降旗 貴紀
市関係	大町市教育委員会	教育長	中村 一郎
市関係	大町市建設水道部	部長	平林 政規
国・県関係	長野県北アルプス地域振興局	局長	柳原 健
国・県関係	大町保健福祉事務所	所長	長瀬 有紀
教育・学校関係	市内校長会	会長	永田 治
スポーツ関係	大町市スポーツ協会	会長	中島 登美雄
スポーツ関係	一般財団法人長野県バレーボール協会	会長	船木 正也
スポーツ関係	一般社団法人長野県サッカー協会	会長	マキナリー 浩子
スポーツ関係	長野県山岳協会	会長	杉田 浩康
スポーツ関係	大町市スポーツ推進委員	代表	藤巻 雅幸
医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	会長	諏訪 光昭
社会・市民団体関係	大町市連合自治会	副会長	鷺澤 恒夫
輸送・交通・通信関係	東日本旅客鉄道(株)信濃大町駅	駅長	岡田 聡
輸送・交通・通信関係	公益社団法人長野県バス協会	副会長理事	小林 史成
輸送・交通・通信関係	一般社団法人長野県タクシー協会	副会長	小松 裕
輸送・交通・通信関係	NTTME長野エリア統括部	エリアコーディネーター担当課長	三浦 勇介
産業・経済・観光関係	大町市観光協会	会長	遠藤 高弘
産業・経済・観光関係	大町市商店街連合会	会長	北澤 恵一郎
産業・経済・観光関係	大町商工会議所	会頭	井内 猛男
輸送・交通・通信関係	大町市建設業組合	組合長	傳刀 宗久

⇒

【監事2名】

選出区分	団体名等	役職

⇒

【監事2名】※総会の同意、委員のうちから会長が委嘱

選出区分	団体名等	役職	氏名
市関係	大町市監査委員	代表監査委員	鎌倉 幸夫
産業・経済・観光関係	大町市金融団	八十二銀行支店長	谷内 俊雄

令和 7年 9月 12日 提出

令和 7年 月 日 議決

【第2号議案】

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 大町市準備委員会 令和6年度事業報告(案)について

1 競技会の開催に係る総合的な準備

- (1) 準備委員会設立総会 令和6年10月1日(火) 市役所東大会議室
- (2) 準備委員会第1回総会 令和6年10月1日(火) 市役所東大会議室

2 先催地の準備及び運営状況等の情報収集および研究

- (1) 第78回国民スポーツ大会 SAGA2024 スポーツクライミング競技会視察

視察日 令和6年10月13日(日)～10月15日(火)まで

会場 佐賀県多久市 九州クライミングベース SAGA

- (2) わた SHIGA 輝く国スポサッカー競技リハーサル大会

視察日 令和6年10月22日(火)

会場 滋賀県東近江市総合運動公園布引陸上競技場

3 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 長野県準備委員会組織との連絡調整

- ・県市町村担当者対象の各種会議
- ・各種調査

- (2) 関係競技団体との連絡調整

- ・県サッカー協会、県バレーボール協会、県山岳協会との調整、協議、報告等の実施

- (3) その他関係機関及び関係団体との連絡調整

- ・調整、協議、報告等の実施

令和7年9月12日 提出

令和7年 月 日 議決

【第3号議案】

大町市準備委員会から大町市実行委員会への移行について(案)

1 趣旨

令和7年7月16日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催地が長野県に正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、大町市準備委員会を改組し、大町市実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

(1)名称

信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会

(2)組織

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会の総会、常任委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会に引継ぐ。

(3)役員、委員等

役員、委員、顧問および参与は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会の役員、委員、顧問及び参与を充てるものとする。

3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに会則を改正する。また、これまでに決定された方針、計画および関係諸規定については、「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会」から「信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会」に読み替えるものとする。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項(抜粋)

25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

(1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれの実行委員会を設置する。

ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

令和 7 年 9 月 12 日 提 出

令和 7 年 月 日 議 決

信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会において、大町市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的を達成するための必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大町市を代表する者
- (2) 大町市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 常任委員 50人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、大町市スポーツ協会会長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。なお、選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じ常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがない

と認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年10月1日から施行する

附 則

1 この会則は、令和7年9月12日から施行する

2 この会則の施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会の方針、計画および関係諸規定中「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会」とあるものは「信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考資料】

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会会則(令和6年10月1日制定。以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会大町市準備委員会(以下「本会」という。)に設置する事務局の組織及び運営並びに本会の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、大町市教育委員会内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、本会に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。

4 前3項の職員は、本会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第7条 職員の服務については、大町市職員服務規程(平成 23 年大町市訓令第 7 号)の例による。

第3章 決裁

(決裁事項)

第8条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。

(2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。

(3) 本会の委員等の委嘱に関すること。

(4) 本会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) その他特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項)

第9条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第10条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第4章 文章の取扱い

(文章の記号及び番号)

第 11 条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文章の記号は、「国障大委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文章)

第 12 条 文書の取扱いについては、大町市文書取扱規程(令和4年大町市訓令第 6 号)の例による。

2 軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文章の余白を利用し、行うことができる。

3 会則第19条の規定により本会が解散したときは、保存する文書を大町市へ引き継ぐものとする。

第 5 章 公印

(公印)

第 13 条 本会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、大町市公印規則(昭和 33 年大町市規則第 6 号)の例による。

第 6 章 財務

(旅費)

第 14 条 局員がその職務のために出張したときの旅費については、大町市職員の旅費に関する条例(昭和 30 年大町市条例第 5 号)及び大町市職員の旅費に関する規則(昭和 30 年大町市規則第 8 号)の例による。

(費用弁償)

第 15 条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第 10 条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、大町市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和 29 年大町市条例第 27 号)の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによることができる。

(予算)

第 16 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更するときは、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、毎会計年度終了後、速やかに決算を調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書及び証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 18 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 20 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、大町市財務規則(昭和 55 年大町市規則第2号)及びその他大町市の財務に関する規則等の例による。

第 7 章 補則

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事務局長	教育次長
事務局次長	国民スポーツ大会準備室長
事務局職員	国民スポーツ大会準備室職員

別表第2(第5条関係)

<p>1 事務局の組織、人事、サービス等に関する事 2 総会、常任委員会、専門委員会の事務に関する事 3 本会の事業計画及び事業報告に関する事 4 本会の予算、決算及び監査に関する事 5 その他、本会の事務に関する事</p>
--

別表第3(第9条関係)

事 項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 職員の任命に関する事	第4条第3項の規定に関する 職員の任命に関する事	—
2 職員のサービスに関する事	事務局次長のサービスに関する事	その他の職員のサービスに関する 事
3 旅行命令に関する事	委員等の旅行命令に関する事	—
4 職員の事務分掌に関する 事	—	事務局職員の事務分掌に関する 事
5 総会等の開催事務に関する 事	総会及び常任委員会の開催に 関する事	専門委員会及び連絡会議等の 開催に関する事
6 文書の事務に関する事	規程等の制定及び改廃に関す る事。また、重要な通知、申 請、照会等に関する事	軽易な通知、申請、照会等に 関する事
7 予算の流用に関する事	重要なもの	軽微なもの
8 工事又は製造の請負、物品 の購入、賃貸借、修繕及び業 務委託に関する事	1件の予定価格が500万円超 え、2,000万円までのもの	1件の予定価格が500万円以 下のもの
9 8以外の契約等に関する事	重要なもの	軽微なもの
8 刊行物の発行に関する事	特に重要な刊行物に関する事	刊行物の発行に関する事
9 その他	前各号に掲げるもののほか、こ れらに類するものと認められる 事項に関する事	前各号に掲げるもののほか、こ れらに類するものと認められる 事項に関する事

別表第4(第13条関係)

名称	寸法(ミリメートル)	用途
国スポ・全障スポ大町市準備委 員会長	方 21	会長名をもってする文書

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 大町市準備委員会 委員名簿

【準備委員会委員】 42名

(常任委員会委員長◎ 副委員長○ 委員◇)

No.	役員名	区分	団体名等	役職	委員氏名	常任委員
1	会長	スポーツ関係	大町市スポーツ協会	会長	中島 登美雄	◎
2	副会長	市関係	大町市	市長	牛越 徹	○
3		市関係	大町市教育委員会	教育長	中村 一郎	○
4		市議会関係	大町市議会	議長	傳刀 健	○
5		産業・経済・観光関係	大町商工会議所	会頭	井内 猛男	○
6		社会・市民団体関係	大町市連合自治会	副会長	鷺澤 恒夫	○
7		医療・福祉関係	大町市社会福祉協議会	会長	諏訪 光昭	○
8		委員	市関係	大町市総務部	部長	田中 久登
9	市関係		大町市民生部	部長	久保田 肇	◇
10	市関係		大町市地域振興部	部長	降旗 貴紀	◇
11	市関係		大町市建設水道部	部長	平林 政規	◇
12	国・県関係		長野県北アルプス地域振興局	局長	柳原 健	◇
13	国・県関係		大町保健福祉事務所	所長	長瀬 有紀	◇
14	教育・学校関係		市内校長会	会長	永田 治	◇
15	スポーツ関係		一般財団法人長野県バレーボール協会	会長	船木 正也	◇
16	スポーツ関係		一般社団法人長野県サッカー協会	会長	マキノリー 浩子	◇
17	スポーツ関係		長野県山岳協会	会長	杉田 浩康	◇
18	スポーツ関係		大町市スポーツ推進委員	代表	藤巻 雅幸	◇
19	輸送・交通・通信関係		東日本旅客鉄道(株)信濃大町駅	駅長	岡田 聡	◇
20	輸送・交通・通信関係		公益社団法人長野県バス協会	副会長理事	小林 史成	◇
21	輸送・交通・通信関係		一般社団法人長野県タクシー協会	副会長	小松 裕	◇
22	輸送・交通・通信関係		NTTME長野エリア統括部	エリアコーディネーター担当課長	三浦 勇介	◇
23	産業・経済・観光関係		大町市観光協会	会長	遠藤 高弘	◇
24	産業・経済・観光関係		大町市商店街連合会	会長	北澤 恵一郎	◇
25	産業・経済・観光関係		大町市建設業組合	組合長	傳刀 宗久	◇
26	国・県関係		大町警察署	署長	品澤 存	
27	広域関係		北アルプス広域連合	連合長	牛越 徹	
28	教育・学校関係		大町岳陽高校	校長	市川 格	
29	スポーツ関係		大町市陸上競技協会	会長	藤巻 孝之	
30	スポーツ関係		大町市バレーボール協会	会長	横川 研一	
31	スポーツ関係		大町市ソフトテニス協会	会長	吉田 信司	
32	スポーツ関係		大町市スケートクラブ	会長	中村 悦夫	
33	スポーツ関係		大町弓道会	会長	山崎 充夫	
34	スポーツ関係		大町市サッカー協会	会長	梨子田 敬三	
35	スポーツ関係		大町市マレットゴルフ連盟	会長	岡 洋	
36	スポーツ関係		大町市グラウンド・ゴルフ協会	会長	松本 典久	
37	スポーツ関係		大町市水泳協会	会長	小澤 悟	

No.	役員名	区分	団体名等	役職	委員氏名	常任委員
38		スポーツ関係	大町市スポーツ少年団	本部長	相川 利幸	
39		輸送・交通・通信関係	(株)関電アメニックス 北アルプス交通事業部	事業部長	佐藤 洋之	
40		輸送・交通・通信関係	アルピコタクシー (株) 大町支社	支社長	薄井 浩章	
41		医療・福祉関係	大町市身体障害者福祉協会	会長	丸山 美栄子	
42		教育・学校関係	長野県安曇養護学校	校長	山岡 勝則	

【監事】 2名

No.	役員名	区分	団体名等	役職	委員氏名
43	監事	市関係	大町市監査委員	代表監査委員	鎌倉 幸夫
44	監事	産業・経済・観光関係	大町市金融団	八十二銀行大町支店長	谷内 俊雄

【顧問】 1名

No.	役員名	区分	団体名等	役職	委員氏名
45	顧問	県議会関係	県議会議員		奥村 健仁

【参与】 15名

No.	役員名	区分	団体名等	役職	委員氏名
46	参与	市議会関係	大町市議会議員		大竹 真千子
47	参与	市議会関係	大町市議会議員		小澤 悟
48	参与	市議会関係	大町市議会議員		山本 みゆき
49	参与	市議会関係	大町市議会議員		二條 孝夫
50	参与	市議会関係	大町市議会議員		中村 直人
51	参与	市議会関係	大町市議会議員		植松 悠一郎
52	参与	市議会関係	大町市議会議員		西澤 和保
53	参与	市議会関係	大町市議会議員		中牧 盛登
54	参与	市議会関係	大町市議会議員		太田 昭司
55	参与	市関係	大町市教育委員		下川 清志
56	参与	市関係	大町市教育委員		森 しのぶ
57	参与	市関係	大町市教育委員		北澤 明美
58	参与	市関係	大町市教育委員		奥原 圭永
59	参与	報道関係	(株)大糸タイムス	取締役社長	山田 一彦
60	参与	報道関係	大町市有線放送電話農業協同組合	事務長	眞鍋 充喜

(敬称略)